

事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例

令和6年3月26日

条例第1号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 事業者等による地域貢献活動の推進に関する基本的施策（第8条・第9条）

第3章 一定の大規模小売店舗を設置する者による手続等（第10条—第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、事業者等による地域貢献活動の推進について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに事業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、併せて一定の大規模小売店舗を設置する者による地域貢献活動を推進するための措置を講ずることにより、地域商業の活性化及び長期的な発展並びに安全で安心できる魅力あるまちづくりの推進を図り、もって県民生活の向上及び地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）事業者等 事業者（小売業又はサービス業に属する事業を営む者及び当該事業の用に供するための施設を設置する者をいう。以下同じ。）及び地域商業関係団体（商店街振興組合、商工会、商工会議所その他事業者が組織する公共的な団体又はその連合体をいう。以下同じ。）をいう。
- （2）地域貢献活動 地域社会に貢献する自発的な活動をいう。
- （3）大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。

（基本理念）

第3条 事業者等による地域貢献活動の推進は、県、市町村、事業者等及び地域の多様な主体の連携並びに事業者等の相互の連携を図りながら、地域社会の持続可能な発展を目指して行われなければならない。

2 事業者等による地域貢献活動の推進は、県民の理解と協力の下に、地域の特性に応じて継続的に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、事業者等による地域貢献活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村に対する協力）

第5条 県は、市町村が実施する事業者等による地域貢献活動の推進に関する施策に協力するものとする。

（事業者等の役割）

第6条 商業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的な責任を自覚し、その事業活動を通じて、地域商業の活性化に資するよう努めるとともに、それぞれの立場で、地域貢献活動を行うよう努めなければならない。

2 大規模小売店舗を設置する者は、大規模小売店舗がその周辺の地域に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の多様な主体と連携を図りながら、主体的かつ積極的に地域貢献活動を行うよう努めなければならない。

3 商業者は、地域商業の活性化及び商業者等による地域貢献活動の推進のため、店舗が所在する地域の地域商業関係団体への加入その他の方法により、相互に連携を図るよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、商業者等による地域貢献活動について理解を深めるよう努めるとともに、商業者等による地域貢献活動に協力するよう努めるものとする。

第2章 商業者等による地域貢献活動の推進に関する基本的施策

(情報の提供等)

第8条 県は、商業者等による地域貢献活動の推進に関する取組についての情報の収集及び提供を行うものとする。

2 県は、市町村と連携を図りながら、商業者等に対し、地域貢献活動を推進するために必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 県は、商業者等による地域貢献活動の重要性についての商業者等及び県民の理解を深めるとともに、商業者等による地域貢献活動の推進に資するため、広報及び啓発を行うものとする。

第3章 一定の大規模小売店舗を設置する者による手続等

(新設等の届出等)

第10条 法届出予定者のうち、大規模小売店舗であってその建物内の店舗面積等（法第2条第1項に規定する店舗面積（以下「店舗面積」という。）及び飲食店業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。）の合計が3,000㎡以上のもので新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合であって、その建物内の店舗面積等の合計が3,000㎡以上であるときを含む。以下同じ。）をする者（同項に規定する小売業を行うための店舗の用に供し、又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときは、その者を含む。）又は大規模小売店舗（この項の規定による届出に係る新設又は変更をされた大規模小売店舗であって、その建物内の店舗面積等の合計が3,000㎡以上であるものを除く。）内の店舗面積等の合計を3,000㎡以上増加させる変更をする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 当該新設又は変更をする日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- (5) 地域貢献活動の実施に関する基本的な方針
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大規模小売店舗の概要並びに施設（法第4条第2項第2号に規定する施設をいう。）の配置及び運営方法に関する事項に関し規則で定める事項

2 前項において「法届出予定者」とは、次に掲げる届出をする者をいう。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
- (2) 法第6条第2項の規定による届出（法第5条第1項第4号に掲げる事項に係るものに限る。）
- (3) 法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出（法第5条第1項第4号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）

3 第1項の規定による届出は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行なければならない。

- (1) 前項各号に掲げる届出をする日の3月前の日
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けなければならないときは、当該確認の申請をする日の3月前の日
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けなければならないときは、当該許可の申請の日
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けなければならないときは、当該許可の申請の日

4 第1項の規定による届出には、規則で定める書類（以下「添付書類」という。）を添付しなければならない。

5 知事は、第1項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表するものとする。

6 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る新設又は変更を取りやめたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（説明会の開催等）

第11条 前条第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出をした日の翌日から起算して1月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下「所在市町村」という。）内において、当該届出及び添付書類の内容を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 前項の規定により説明会を開催する者（以下「説明会開催者」という。）は、説明会の開催を予定する日の7日前までに、説明会を開催する旨を地域住民に周知しなければならない。

3 説明会開催者は、天災、交通の途絶その他説明会開催者の責めに帰することができない事由により説明会を開催することができないときは、説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、文書を配布すること等により、前条第1項の規定による届出及び添付書類の内容を周知させるように努めなければならない。

4 説明会開催者は、規則で定めるところにより、説明会の開催の状況を知事に報告しなければならない。

（地域貢献計画の作成等）

第12条 第10条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る新設又は変更をする日の6月前までに、規則で定めるところにより、地域貢献活動の実施に関する計画（以下「地域貢献計画」という。）を作成し、第3項の規定による意見の聴取の状況を記載した書面と

ともに、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の地域貢献計画は、第 10 条第 1 項の規定による届出に係る新設又は変更をする日から当該日の属する年度から起算して 5 年目の年度の末日までの期間を計画期間として作成するものとする。
- 3 第 1 項の規定による地域貢献計画の作成に当たっては、所在市町村及び地域商業関係団体の意見を聴くものとする。
- 4 第 1 項の規定により地域貢献計画を提出した者は、当該地域貢献計画における地域貢献活動の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、変更後の地域貢献計画を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、第 1 項及び前項の規定による提出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容（第 3 項の規定による意見の聴取の状況を除く。）を公表するものとする。

（懇談会の開催等）

第 13 条 前条第 1 項の規定により地域貢献計画を提出した者は、規則で定めるところにより、当該地域貢献計画を提出した日の翌日から起算して 2 月以内に、所在市町村内において、当該地域貢献計画の内容を周知させ、及びこれについて意見の交換をするための懇談会（以下「懇談会」という。）を開催しなければならない。

- 2 前項の規定により懇談会を開催する者（以下「懇談会開催者」という。）は、懇談会の開催を予定する日の 7 日前までに、懇談会を開催する旨を地域住民に周知しなければならない。
- 3 懇談会開催者は、天災、交通の途絶その他懇談会開催者の責めに帰することができない事由により懇談会を開催することができないときは、懇談会を開催することを要しない。この場合において、懇談会開催者は、文書を配布すること等により、前条第 1 項の地域貢献計画の内容を周知させるように努めなければならない。
- 4 懇談会開催者は、規則で定めるところにより、懇談会の開催の状況を知事に報告しなければならない。

（地域貢献活動の実施状況の報告）

第 14 条 第 12 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定により地域貢献計画を提出した者は、規則で定めるところにより、前年度における地域貢献活動の実施の状況を知事に報告しなければならない。ただし、当該地域貢献計画に係る大規模小売店舗について法第 6 条第 5 項の規定又は第 17 条第 4 項の規定による届出をした場合は、この限りでない。

- 2 第 10 条第 5 項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

（地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取等）

第 15 条 知事は、地域貢献計画の計画期間の中間年度に係る前条第 1 項の規定による報告の内容について所在市町村及び地域商業関係団体の意見を聴くとともに、その意見の聴取の状況を当該報告をした者に通知するものとする。

（次期地域貢献計画の作成等）

第 16 条 第 12 条第 1 項又はこの項の規定により地域貢献計画を提出した者は、当該地域貢献計画の計画期間の末日までに、規則で定めるところにより、当該末日の翌日の属する年度から起算して 5 年目の年度の末日までの期間を計画期間として新たな地域貢献計画を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、同条第 1 項又はこの項の規定により提出した地域

貢献計画に係る大規模小売店舗について法第6条第5項の規定又は次条第4項の規定による届出をした場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による地域貢献計画の作成に当たっては、前条の意見の聴取の状況を踏まえるとともに、所在市町村及び地域商業関係団体の意見を聴くよう努めなければならない。
- 3 第12条第4項の規定は、第1項の規定により地域貢献計画を提出した者について準用する。
- 4 知事は、第1項の規定及び前項において準用する第12条第4項の規定による提出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表するものとする。

(撤退等の届出等)

第17条 第10条第1項の規定による届出に係る新設又は変更をされた大規模小売店舗を設置している者は、撤退等（当該大規模小売店舗において法第2条第1項に規定する小売業を行う者の全てを変更すること、当該大規模小売店舗を相当の期間休止すること又は当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とすることをいう。第3項において同じ。）を決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 第10条第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、撤退等がその大規模小売店舗の周辺の地域に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の住民に対して早期に必要な情報の提供を行うとともに、当該地域の生活環境の悪化の防止等に十分に配慮するよう努めなければならない。
- 4 第10条第1項の規定による届出に係る新設又は変更をされた大規模小売店舗を設置している者は、当該大規模小売店舗内の店舗面積等の合計を3,000㎡未満としたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とすることを決定した旨の第1項の規定による届出をしている場合は、この限りでない。

(承継)

第18条 第10条第1項の規定による届出又は第12条第1項若しくは第16条第1項の規定による提出をした者から当該届出又は提出に係る大規模小売店舗を譲り受けた者は、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は提出をした者の地位を承継する。

- 2 第10条第1項の規定による届出又は第12条第1項若しくは第16条第1項の規定による提出をした者について相続、合併又は分割（当該届出又は提出に係る大規模小売店舗を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該大規模小売店舗を承継した法人は、当該届出又は提出をした者の地位を承継する。

(適用除外)

第19条 この章の規定は、大規模小売店舗が名古屋市に所在する場合は、適用しない。

- 2 所在市町村が、第12条から第16条までの規定と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町村である場合は、これらの規定は、適用しない。

第4章 雑則

(規則への委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章及び次項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項若しくは第 4 項、第 12 条第 1 項若しくは第 4 項（第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 13 条第 1 項若しくは第 4 項、第 14 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定（以下「第 10 条第 1 項等の規定」という。）による届出、説明会若しくは懇談会の開催、報告又は提出に準ずる手続その他の行為をすることを求める愛知県行政手続条例（平成 7 年愛知県条例第 28 号）第 34 条に規定する行政指導で知事が定めるものに従ってされた手続その他の行為（前項ただし書に規定する規定の施行の際、現に設置されている大規模小売店舗であってその建物内の店舗面積の合計が 3,000 m²以上のもの、新設が予定されている大規模小売店舗（その建物内の店舗面積等の合計が 3,000 m²以上のものに限る。）又はその建物内の店舗面積等の合計を 3,000 m²以上増加させる変更が予定されている大規模小売店舗に係るものに限る。）は、それぞれ第 10 条第 1 項等の規定によりされた手続その他の行為とみなす。